

矢板市移住定住促進通勤支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進し定住人口の増加を図るため、本市へ転入し、宇都宮市内へ鉄道を利用して通勤する者に対し、予算の範囲内において矢板市移住定住促進通勤支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期券 鉄道の定期乗車券をいう。
- (2) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に永続的に住むために生活の本拠を本市に有することをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別表に掲げる本市の補助金のうち、少なくとも一つの交付が決定した世帯に属する者（矢板市リフォーム補助金にあっては、矢板市リフォーム補助金交付要綱（令和6年4月1日制定）第3条第2号に規定する者）
- (2) 初回の申請をする日において、市外に1年以上居住した後、令和6年4月以後に市内に転入し、当該転入をした日（以下「転入日」という。）から1年を超過していない者
- (3) 転入日から1年以内に定期券の利用を開始した者

- (4) 第6条第1項に規定する支援金の交付申請をする日において、45歳以下（初回の申請時に限る。）であり、かつ、常勤で雇用期間の定めのない職に就いている者
- (5) 定期券を購入し、矢板駅又は片岡駅から電車に乗車し、岡本駅又は宇都宮駅で降車して通勤している者
- (6) 本市に5年以上定住することを市に誓約した者
- (7) その者及びその属する世帯の世帯員の全てに市税の滞納がない者
- (8) その者及びその属する世帯の世帯員、同居者が暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

（交付対象期間）

第4条 支援金の交付を受けることができる期間（以下「交付対象期間」という。）

は、初回の申請に係る定期券の有効期間の開始の日（当該開始の日が、前条の要件を満たすこととなった日より早い場合は、同条の要件を満たすこととなった日とする。）の属する月から起算して36月を限度とする。

（支援金の額）

第5条 1の年度における支援金の額は、定期券の定期旅客運賃の額を当該定期券の有効期間の月数（以下「有効月数」という。）で除した1月当たりの額（その額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（その額が1万円を超える場合にあつては、1万円）に、当該年度に係る有効月数を乗じた額とする。

2 前項の定期券に払戻しを行ったものがある場合は、当該払戻しを行った日の属する月分については、前項の月数に含めない。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、

年度ごとに矢板市移住定住促進通勤支援金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 別表に掲げた補助金等の交付決定が分かる書類（初回の申請に限る。）
- (2) 本市への転入から1年前の住所地が確認できる住民票の除票又は戸籍の附票（初回の申請に限る。）
- (3) 申請年度分の定期券の写し又は購入した定期券の区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類
- (4) 就労状況証明書（別記様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、毎年度7月末日までに行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、初回の申請をしようとする者は、定期券の利用を開始する年度の末日までに申請しなければならない。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、矢板市移住定住促進通勤支援金交付決定通知書（別記様式第3号）又は矢板市移住定住促進通勤支援金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎年度の末日までに矢板市移住定住促進通勤支援金実績報告書兼請求書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 申請年度に係る全ての定期券の写し又は購入した定期券の区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告及び請求を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該交付決定者に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付対象期間中に市外に転出したとき。
- (2) 交付対象期間中に定期券の払戻しを受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、申請者は、この要綱の施行の日の前日までに購入した定期券の費用については、この要綱の施行の日から3月以内に同条第1項に規定する矢板市移住定住促進通勤支援金交付申請書を市長に提出しなければならない。

別表（第3条関係）

対象補助金等
矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金
矢板市リフォーム補助金
アパート家賃補助金
地域少子化対策重点推進事業（結婚新生活支援）